

農林土木工事特記仕様書（令和2年5月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適用）【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための

確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に**提示**しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第3条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第4条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第5条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(情報共有システム活用工事)

第8条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(本工事の特記仕様事項)

第9条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(農業用水管の漏水試験方法)

1. 水圧試験

受注者は、工事しゅん工前に必ず監督員の立会のもとに水圧試験を行うものとする。試験方法は、当該区間に1.50Mpaで24時間水張りを行い、減水量が許容減水量内（50L/日・cm・km）にあることを確認する。

試験結果報告書には、水圧試験結果、写真の他監督員の定める書類を提出しなければならない。費用は受注者が負担するものとする。

2. 水圧試験及び通水試験に係るかし担保

農業用水管は本工事の主たる構造物であり、その機能発現の確保が最重要である。依って、農業用水管のかし担保は徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則第41条に基づき10年間である。

(ジェットフローゲート補修工に関する事項)

ジェットフローゲート特記仕様書

(1) 目的

本設備(ジェットフローゲート)は放流管(Aライン)の末端に取り付け、小容量放流管主ゲートとして用いられている。水密部であるシールリングが摩耗し激しく漏水していることから、著しく機能が低下していると判断されるため、本設備の機能を改善することを目的とする。

(2) 設備構成

1) ジェットフローゲート

(3) 既設弁仕様(ジェットフローゲート)

- | | |
|---------|----------------------|
| 1) 口径 | 300mm |
| 2) 台数 | 1台 |
| 3) 弁形式 | 縦形仕切弁形式(小容量放流設備用ゲート) |
| 4) 要部材質 | 上流・下流ケーシング : SUS304 |
| | 扉体 : SUS304 |
| | シールリング : CAC702 |
| | スピンドル : SUS304 |

(4) 工事概要

- 1) 作業用足場の組立
- 2) 修繕前漏水量測定
- 3) 水密部品の取外し、撤去及び処分
- 4) 新設水密品の取付
- 5) ジェットフローゲートの作動確認(試運転調整、水密部擦り合わせ)
- 6) 修繕後漏水量測定
- 7) その他必要な作業

(5) 交換部品

- | | |
|--------------|----------|
| 1) シールリング | : CAC702 |
| 2) シールリング押さえ | : SUS304 |
| 3) 丸ゴムパッキン | : 合成ゴム |
| 4) 六角穴付きボルト | : SUS304 |

(スライドゲート補修工に関する事項)

スライドゲート特記仕様書

(1) 目的

本設備(スライドゲート)は取水トンネルの末端にあり、河川への緊急放流ゲートとして用いられている。ゲートの底部より漏水していることから、著しく機能が低下していると判断されるため、本設備の機能を改善することを目的とする。

(2) 設備構成

1) スライドゲート

(3) 既設弁仕様(スライドゲート)

- 1) 型式 鋼製スライドゲート
- 2) 門数 1 門
- 3) 寸法 1,500mm × 1300mm
- 4) 水密方式 前面三方ゴム水密
- 5) 駆動方式 電動スピンドル方式

(4) 工事概要

- 1) 作業準備
- 2) 水密部品の取外し、撤去及び処分
- 4) 塗装の塗り替え
- 3) 新設水密部品の取付
- 4) その他必要な作業

(5) 交換部品

- 1) 平鋼 : SS400
- 2) 水密ゴム : LA-2、CR
- 3) ボルト、ナット : SUS304

(6) 塗装仕様

1) 塗料はすべて同一メーカーの製品を使用し、塗料メーカー発行の塗料組成表、性状表を提出する。

工 程	塗 料 名	参考使用量(g/m ²)		参考膜厚 (μ m)
		エアレス	刷毛塗	
第1層(下塗)	有機ジンクリッチペイント	650	500	75
第2層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料下塗(水中部用)	500	400	100
第3層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料下塗(水中部用)	500	400	100
第4層(中塗)	エポキシ樹脂塗料中塗	220	180	40
第5層(上塗)	エポキシ樹脂塗料上塗	200	170	40

2) 使用塗料は、火災、盗難対策として、塗料販売店で保管し日々の使用量を現場に搬入する。また、現場の塗料置き場周辺は火気厳禁とする。

北2号水管橋特記仕様書

(1) 塗装仕様

- 1) 塗料はすべて同一メーカーの製品を使用し、塗料メーカー発行の塗料組成表、性状表を提出する。

品質基準

細別	塗料名	使用量 (Kg/m ²)	希釈率 (重量%)	膜厚 (μ m)	塗装間隔
補修塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂 塗料(鋼材露出部のみ)	(0.22)	10以下	(60)	1日～10日
下塗 1層目	弱溶剤形変性エポキシ樹脂 塗料	0.22	10以下	60	1日～10日
下塗 2層目	弱溶剤形変性エポキシ樹脂 塗料	0.22	10以下	60	1日～10日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	0.16	10以下	30	1日～10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	0.13	10以下	25	1日～10日

※補修塗の、使用量及び膜厚基準なし(参考値として、下塗基準値を記入)。

- 2) 使用塗料は、火災、盗難対策として、塗料販売店で保管し日々の使用量を現場に搬入する。また、現場の塗料置き場周辺は火気厳禁とする。

(2) 塗装手順

本工事の施工にあたっては、関係法令を遵守すると共に、近隣住民との協調を大切にし、安全且つ、円滑な工事の完遂を図ります。

1) 資材搬入

- ・ 資材運搬は交通規則を遵守し、足場材等重量物の運搬は積載量を確認し、違反のないよう運搬する。

2) 足場仮設、解体

- ・ 足場の組立解体は、足場組立作業主任者の直接指揮の下、作業方法及び作業者の配置を決定し、必要な安全保護具を着用して行う。
- ・ 通行人、通行車両対しては常に安全を最優先に考慮し、支障のないよう注意する。

3) 素地調整(3種A)

- ・ ケレン、塗装に使用する発電機は、防音型を使用し騒音低減に配慮する。
- ・ 素地調整作業は、防塵マスク、メガネ等安全保護具を着用して行う。
- ・ 3種Aケレンは、塗膜全面に清掃と研磨を行って、付着物、粉化物を除去し塗膜面の目あらしを行い、死膜や錆を除去して活膜は残します。特に錆発生部は、鋼面が露出するまで研磨する。
- ・ 動力工具(ディスクサンダー等)、手工具(鋏かき、ハンマー、ワイヤブラシ等)を併用し入念に行う。

4) 塗料の有効期限

- ・ 塗料の有効期限は、製造後12ヶ月以内とし、有効期限を経過した塗料は使用しない。

5) 下塗(補修塗)

- ・ 素地調整後、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで、直ちに鉄肌を露出させた部分に下塗を行います。
- ・ 天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのため錆が生じたときは再び素地調整を行い、塗装します。

6) 下塗(弱溶剤形変性エポキシ樹脂2層塗)

- ・ 先に塗布した塗料が、乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行う。
- ・ 下塗の目的は、防錆にあるため十分な塗膜が得られるように、塗り残し、タレ等のないように入念に施工する。
(塗布間隔 1日～10日)塗装間隔が、10日を超えた場合は目荒らしを行う。

7) 中塗

- ・ 中塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行う。
- ・ 中塗の目的は、下塗の保護と上塗との密着を完全にする為にあり、塗り残し、スケ、ムラ等のないように入念に施工する。
(塗布間隔 1日～10日)塗装間隔が、10日を超えた場合は目荒らしを行う。

8) 上塗

- ・ 上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行う。
- ・ 上塗の目的は、中塗の保護と共に耐候性、耐久性を重視し美観の目的もある為、塗り残し、スケ、ムラ、チヂミ等の無い均一な塗膜となるように入念に施工する。
(塗布間隔 1日～10日)塗装間隔が、10日を超えた場合は目荒らしを行う。

9) 塗装の禁止条件

- ・ 気温が、各塗料毎に制限された温度以下の時。
 - 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗5℃以下
 - 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗5℃以下
 - 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗0℃以下
- ・ 相対湿度が、85%以上の時。
- ・ 降雨等で、表面が塗れているとき。
- ・ 風が、強いときおよび塵埃が多いとき。
- ・ 塗料の乾燥前に、降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
- ・ その他、監督員が不相当と認めた時。

10) 塗料の可使時間

塗料名	可使時間(時間)
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、10以内
	20℃、5以内
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	20℃、5以内
	30℃、3以内
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5以内
	30℃、3以内

(3) 塗膜厚管理

塗装箇所	工種	項目	管理方法	標塗膜厚(μ (μ m)	測定基準及び位置
水管橋	3種Aケレン	塗膜厚	塗膜厚測定表	—	測定箇所は、1スパン2カ所。なお、配管の上下横横を1カ所とする。 合計 3スパン6カ所 1カ所(上下横横)について、それぞれ4測点としその平均値とする。 
	下塗 (1層目)			60	
	下塗 (2層目)			60	
	中塗			30	
	上塗			25	
水管橋歩廊	3種Aケレン	塗膜厚	塗膜厚測定表	—	測定箇所は、10カ所とする。 1カ所について、4測点としその平均値とする。 位置は、別途協議とする。
	下塗 (1層目)			60	
	下塗 (2層目)			60	
	中塗			30	
	上塗			25	

備考 : 塗膜の乾燥状態が、硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定を行う。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール又はファックスで農山漁村振興課へ報告して下さい。